【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月13日

【発行者名】 DIAMアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

 【事務連絡者氏名】
 大楽 信雄

 【電話番号】
 03-3287-3110

【届出の対象とした募集内国投資信託 ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド

受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託

受益証券の金額】

1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるDIAMアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」または「DIAM」(ダイアム)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額と します。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総 口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがありま す。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称:新興国中小型)

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。 当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間:平成24年7月14日から平成25年7月12日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に 該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

·株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従い分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドの信託金限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

主として、今後の成長が期待できる新興国^(*)の中小型株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

- ・株式(DR(預託証券)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (*)新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。

運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)(以下、「FT社」といいます。)の投資助言を活用し、「低ポラティリティ運用戦略^(*)」に基づき銘柄を選定します。

(*)「低ボラティリティ運用戦略」とは、"最小分散ポートフォリオ理論"を活用した運用戦略のことをいい、 変動率(ボラティリティ)がなるべく小さいポートフォリオを構築することで、時価総額のウェイトで保有 するポートフォリオよりも高い投資効率(リスク調整後リターン)を追求します。

さらにFT社とDIAMが共同開発した「マルチファクターモデル^(*)」を活用し投資魅力度に応じた投資比率とすることで、 超過収益の獲得をめざします。

(*)「マルチファクターモデル」とは、バリューファクター(要因)やグロースファクター(要因)等を活用することで、値上がり期待の高い銘柄を選別する独自の計量モデルです。

運用プロセス

○「低ボラティリティ運用戦略」と「マルチファクターモデル」を組み合わせてポートフォリオを構築します。

投資対象ユニバース
(MSCIエマージング・マーケット・中小型株インデックス構成銘柄)

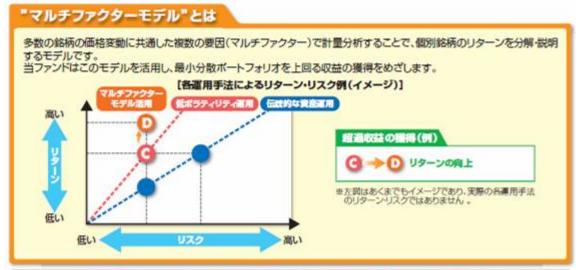
"低ポラティリティ運用戦略"による
銘柄選定

最小分散ボートフォリオ

"マルチファクターモデル"による
組入比率調整

MSCIエマージング・マーケット・中小型株インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的 所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する 権利を有しています。

※上記は「低ポラティリティ運用戦略」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なる場合があり、伝統的な資産運用に対する低ポラティリティ運用の優位性を保証するものでもありません。



※上記は「マルチファクターモデル」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なる場合があり、最小分散ボートフォリオに対する超過収益を保証するものでもありません。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社(FT社)について

- ○FT社は数理科学をベースとした総合リスク管理やデリバティブズおよび投資・運用手法などの 金融技術の開発を総合的に行う会社です。
- ○資産運用に関連した業務としては、先端的な金融工学技術を活用し、精緻なリスク制御手法に基づいて資産運用商品の開発、コンサルティング、投資助言などを行なっています。

分配方針

年1回の決算時(毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日。))に、経費控除後の利子配当等収益および 売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般		()	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	あり
一般	年6回		()
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	なし
	その他		
その他資産	()	アフリカ	
()			
		中近東	
資産複合		(中東)	
()			
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「株式・中小型株」とは目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載がある ものをいいます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「エマージング」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為 替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

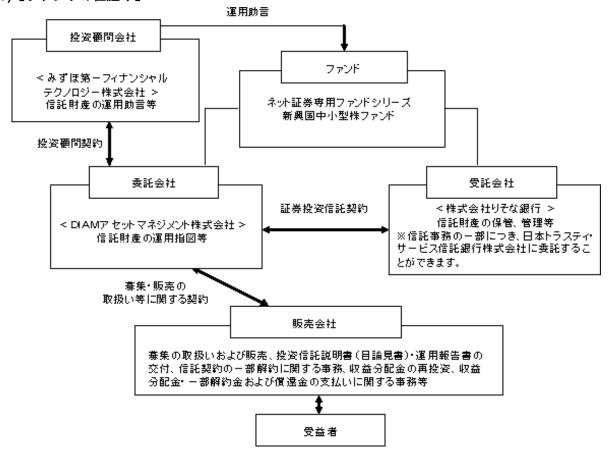
・投資信託協会への照会

ホームページ URL http://www.toushin.or.jp/

(2)【ファンドの沿革】

平成23年7月22日 信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。 当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。 す。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)との間においては、当ファンドの 運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用 の責任等について規定したものであります。

当ファンドの投資方法



委託会社の概況

名称: DIAMアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円(平成24年4月27日現在)

委託会社の沿革

昭和60年7月1日 会社設立

平成10年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 平成10年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・ア

セットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセッ

トマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成24年4月27日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

<投資態度>

主として、今後の成長が期待できる新興国^(*)の中小型株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

(*)新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。 株式(DR(預託証券)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向の急激 な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入比率を引き下げる場合があります。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言も活用します。

上記にかかわらず、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。また純資産総額が一定金額以下の場合には投資対象銘柄全てに投資することができないなど、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条 および第25条に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる 同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
- 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23.外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

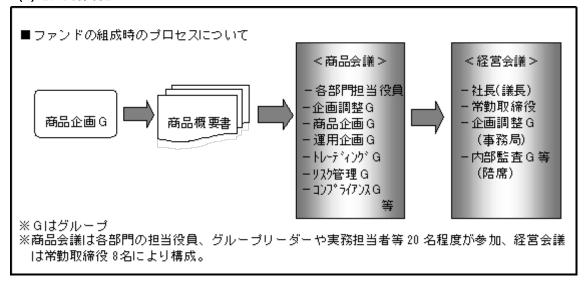
なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

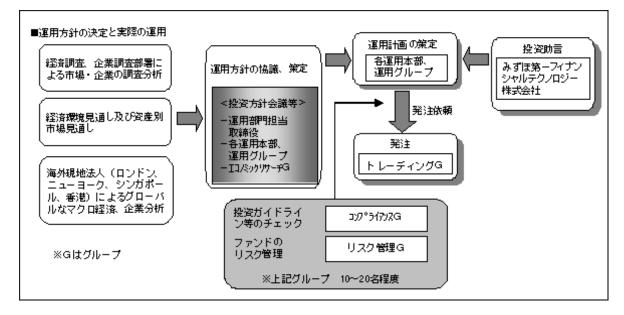
運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】





<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。 なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参 考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

当ファンドは、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の運用助言を受けます。

上記体制は平成24年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年4月13日。休業日の場合は翌営業日。) に以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- (1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - 1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「利子配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2)売買損益に評価損益を加減した額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 (約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限) 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第20条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権 に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引 およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第25条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)上記1)1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。特別の場合の外貨建資産への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制 約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第28条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 す。

資金の借入れ(約款第34条)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投 資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みま す。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律 第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。新興国株は、先進国株に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。また中小型株式は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

為替リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となり

ます。新興国の通貨は、先進国の通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

信用リスク

投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。新興国株は、先進国株に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

流動性リスク

当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があり、そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。新興国株は、先進国株に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

カントリーリスク

当ファンドが投資を行う通貨や株式の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<分配金に関する留意点>

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はあいません。

ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。また純資産総額が一定金額以下の場合には投資対象銘柄全てに投資することができないなど、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

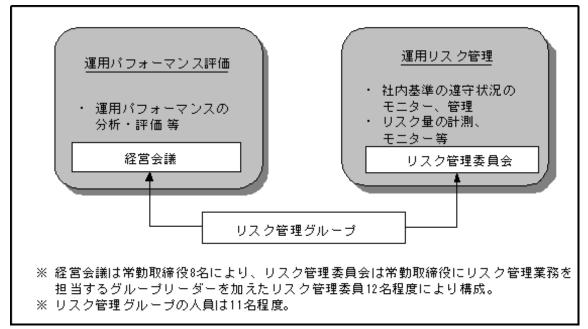
きは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の 受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

注意事項

- ・当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、 結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見 直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成24年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用			
		総額 信託財産の純資産総額に対して 年率1.995%(税抜1.90%			
毎日	信託報酬		委託会社	年率0.9765% (税抜0.93%)	
	配分	配分	販売会社	年率0.9765% (税抜0.93%)	
		受託会社	年率0.0420%(税抜0.04%)		

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

当ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)が受ける報酬は、当ファンドから直接的に支払われません。同社への投資顧問報酬は、委託会社が受け取った報酬の中から支払うものとします。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

·信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

・その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示す ことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147%(所得税7.147%(復興特別所得税を含みます。) および地方税3%) となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時

平成24年12月31日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率での申告分離課税が適用されます。また特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益。

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147%(所得税7.147%(復興特別所得税を含みます。)および地方税3%)となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および 償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の 源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147%(所得税7.147%(復興特別所得税を含みます。))となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成24年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該 受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別 分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年4月27日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
	ポーランド	52,525,091	4.87
	ハンガリー	10,955,882	1.02
	チェコ	4,728,360	0.44
	トルコ	103,594,677	9.61
	ロシア	13,115,796	1.22
	インドネシア	20,421,250	1.89
	フィリピン	28,192,523	2.62
	タイ	93,815,602	8.70
	香港	27,438,463	2.55
	韓国	43,995,266	4.08
株式	中国	63,663,739	5.91
本式	台湾	116,713,709	10.83
	インド	13,389,679	1.24
	マレーシア	69,322,608	6.43
	メキシコ	42,572,870	3.95
	チリ	11,059,052	1.03
	ブラジル	156,516,532	14.52
	バミューダ諸島	611,868	0.06
	ケイマン諸島	5,756,347	0.53
	モロッコ	1,201,173	0.11
	南アフリカ	170,307,797	15.80
	小計	1,049,898,284	97.39
投資信託受益証券	マレーシア	973,426	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,143,991	2.52
合 計 (純資産総額)	1,078,015,700	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年4月27日現在

									24年4月27日	
順					株数又は		第価額	評	価額	投資
順位	銘柄名	種類	国名	三 種	体数スIA 券面総額	単価	金額	単価	金額	比率
IV					分凹総領	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	CP ALL PCL NVDR	株式	タイ	食品・生活 必需品小売 リ	236,100	174.24	41,137,474	191.33	45,173,603	4.19
2	CIA PARANAENSE DE ENERGIA	株式	ブラ ジル	電力	15,400	1,895.60	29,192,271	2,043.71	31,473,125	2.92
3	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	株式	ブラ ジル	電力	51,300	574.29	29,461,282	569.98	29,239,769	2.71
4	AVI LTD	株式	南ア フリ カ	食品	44,154	481.81	21,273,662	495.90	21,895,969	2.03
5	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	株式	南ア フリ カ	医薬品	15,212	1,239.75	18,859,077	1,307.71	19,892,951	1.85
6	AES TIETE SA	株式	ブラ ジル	独立系発電 事業者・エ ネルギー販 売業者	16,600	1,155.07	19,174,079	1,135.63	18,851,524	1.75
7	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	株式	ブラ ジル	水道	5,200	3,018.28	15,695,066	3,116.30	16,204,763	1.50
8	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS LTD	株式	南ア フリ	ヘルスケア ・プロバイ ダー / ヘル スケア・サ ービス	57,647	261.52	15,075,959	280.84	16,189,353	1.50
9	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	株式	マレ ーシ ア	商業銀行	150,600	104.16	15,686,857	105.49	15,887,457	1.47
10	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	株式	南ア フリ カ	不動産管理 ・開発	71,800	210.16	15,089,287	216.53	15,546,538	1.44
11	CIA DE SANEAMENTO DE MINAS GERAIS-COPASA	株式	ブラ ジル	水道	7,800	1,767.36	13,785,388	1,899.92	14,819,376	1.37
12	JIANGSU EXPRESS	株式	中国	運送インフ ラ	168,000	79.60	13,372,901	79.08	13,285,037	1.23
	STEINHOFF INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	株式	南ア フリ カ	家庭用耐久 財	42,923	294.30	12,632,393	291.38	12,506,921	1.16
14	BARLOWORLD LTD	株式	南ア フリ カ	商社・流通 業	12,245	991.70	12,143,313	998.48	12,226,407	1.13
15	GUANGDONG INVESTMENTS LTD	株式	香港	水道	210,000	56.80	11,927,538	57.84	12,147,198	1.13

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

								有価証券	辞届出書(内国	投資信
116	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	株式	トルコ	航空宇宙・ 防衛	24,572	475.89	11,693,643	487.39	11,976,098	1.11
17	CJ CORP	株式	韓国	コングロマ リット	2,105	5,800.53	12,210,116	5,563.92	11,712,052	1.09
18	EUROCASH SA	I		食品・生活 必需品小売 り	11,514	974.70	11,222,696	1,010.61	11,636,164	1.08
19	ARCELIK	株式		家庭用耐久 財	33,618	361.40	12,149,639	345.77	11,624,082	1.08
20	IMPERIAL HOLDINGS LTD	株式	南ア フリ カ	販売	6,553	1,670.40	10,946,131	1,733.04	11,356,611	1.05
121	KARDEMIR KARABUK DEMIR	株式	トル コ	金属・鉱業	259,915	42.30	10,994,820	43.68	11,353,347	1.05
22	UNIVERSAL ROBINA CORP	株式	フィ リピ ン	食品	90,800	118.75	10,782,500	124.07	11,265,556	1.05
23	TSRC CORP	株式	台湾	化学	58,000	199.00	11,541,768	192.92	11,189,592	1.04
24	IPEK DOGAL ENERJI KAYNAKLARI	株式	トルコ	商業サービ ス・用品	70,446	138.40	9,749,712	156.33	11,012,964	1.02
25	MAGYAR TELEKOM TELECOMMUNICATIONS PLC	株式	ハン ガリ ー	各種電気通 信サービス	54,437	209.08	11,381,944	201.26	10,955,882	1.02
26	IRPC PCL NVDR	株式	タイ	石油・ガス ・消耗燃料	939,500	11.41	10,723,641	11.57	10,871,894	1.01
27	GENOMMA LAB INTERNACIONAL SAB DE CV	株式	メキ シコ	医薬品	74,900	145.68	10,911,732	139.34	10,436,506	0.97
28	MMI HOLDINGS LTD	I	南ア フリ カ		57,213	180.40	10,321,408	182.18	10,422,950	0.97
129	BANCO DO ESTADO DO RIO GRANDE DO SUL	株式	ブラ ジル	商業銀行	13,700	791.49	10,843,405	731.90	10,027,044	0.93
E3()	GREAT WALL AUTOMOBILE HOLDING	株式	中国	自動車	59,000	155.02	9,146,015	168.20	9,923,611	0.92

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

平成24年4月27日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	食品	10.20
	電力	8.06
	食品・生活必需品小売り	7.42
	不動産管理・開発	6.63
	商業銀行	5.76
	医薬品	4.50
	水道	4.39
	化学	4.31
	運送インフラ	3.79
	各種電気通信サービス	3.36
	金属・鉱業	3.17
	家庭用耐久財	2.54
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.37
	保険	2.29
	石油・ガス・消耗燃料	1.73
	ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス	1.61
	コングロマリット	1.42
	繊維・アパレル・贅沢品	1.32
	機械	1.32
	半導体・半導体製造装置	1.21
	商業サービス・用品	1.19
	ソフトウェア	1.18
	飲料	1.18
	商社・流通業	1.13
	航空宇宙・防衛	1.11
	容器・包装	1.07
	販売	1.05
	メディア	1.01
	電子装置・機器・部品	0.94
	自動車	0.92
	自動車部品	0.91
	通信機器	0.79
	ガス	0.79
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.71
	旅客航空輸送業	0.60
	エネルギー設備・サービス	0.60
	無線通信サービス	0.59
	ホテル・レストラン・レジャー	0.39
	タバコ	0.44
	ラハコ コンピュータ・周辺機器	
	コンピュータ・周辺機器 情報技術サービス	0.40
		0.40
	複合小売り	0.38
	資本市場	0.38
	パーソナル用品	0.32
	航空貨物・物流サービス	0.29
	各種金融サービス	0.28
	電気設備	0.25
	バイオテクノロジー	0.22

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		13 194 19 19 19
	紙製品・林産品	0.20
	専門小売り	0.19
	建設・土木	0.05
株式 計		97.39
投資信託受益証券		0.09
合計		97.48

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成24年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資產	主総額	1口当た!	り純資産額
	(百万	5円)	(F	9)
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末 (平成24年4月13日現在)	1,062	1,062	0.9620	0.9620
平成23年7月末	822	-	0.9901	-
8月末	829	-	0.8756	1
9月末	751	-	0.7691	-
10月末	849	-	0.8497	-
11月末	800	-	0.7870	1
12月末	828	-	0.7934	-
平成24年1月末	916	-	0.8597	-
2月末	1,099	-	0.9694	-
3月末	1,128	-	0.9770	-
4月末	1,078	-	0.9705	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配額(円)
第1期	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	3.80

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 前期分配落ち基準価額)÷前期分配落ち基準価額×100

< <参考情報 > >

データの基準日:2012年4月27日



主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は結資産総額に対する当該資産の時低比率です。

ポートフォリオの状況

組入上位10銘柄

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位			
	南アフリカ	15.80	1	CDAIL		
	プラジル	14.52	1.1.	at time		
	台灣	10.83	2	DIA PAR		
株式	・・トルコ・・	9.61	-			
	94	8.70	3.	EDP-B		
	その他・・・	37.94	1			
	小計	97.39	1 4	AMILIU		
投資價訊便品証券	マレーシア・	0.09	E	ES ASSEN		
現金預金その他の資産	(負債性)	2.52				
台計(時間	SINE)	100.00	6	AES TE		
組入上位5業種(株式)			T	CADES		

ŧ	組入上位5業種(株式)				
	順位	業種	投資比率(%)		
ľ]	角眉	10,20		
Γ	. 5	意 力·····	8.06		
ſ	. 3 .	食品・生活必需品小売り	7.42		
Γ	. 4	不動産管理・開発	6.63		
Γ	. 5	商業銀行	5.76		

順位	銀柄名	種類	国名	業種	被倒出率(先)
1	CP ALL POLIWOR	株式	31	食品・生活が実品小売り	4.19
2	DA PARANAENSE DE ENERGIA	株式	力热ル	思力	2.92
3	EDP - ENERGAS DO BRASIL SA	株式	护热	置力	2.71
4	AVI LTD	株式	柳沙山	商品	2.03
5	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	株式	477周	E# G	1.85
6	AES TIETE SA	株式	办办	指立系列電影業者 エネルギー販売業者	1.75
	DA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO . DE SAO PAULO :	株式	奶奶	水道	1.50
8	UFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS LTD	株式	有77人力	ベルスケア・プロバイダー ・/ヘルスケア・サービス	1.50
9	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHO	株式	70-37	商業銀行	1.47
10	GAOWITHPOINT PROPERTIES LTD:	株式	电学大场	不動産管理、開発	1,44

年間収益率の推移



○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

赤当ファンドの収益率は、税引前の分配会を再投資したものとして算出しております。 赤当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。何し、2011年は設定日から年末までの収益率、および2012年については年初から基準日までの収益率を表示 しています。 非当ファンドにはペンチマークはあり生せん。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数	
第1期	1,458,120,918	354,082,598	

- (注1) 本邦外における設定及び解約はございません。
- (注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従い分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額と します。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込手数料

ありません。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。 当初元本は1口当たり1円です。

·払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求することができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託 契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を 行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

• 解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成23年7月22日(設定日)から原則として平成33年4月13日までです。 ただし、下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

- a.計算期間は、原則として毎年4月14日から翌年4月13日までとします。
- b.上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a.委託会社は、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ・信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ・信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

i.信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、上記b.に規定する書面に付記します。

口.信託約款の変更等

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h.委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i.重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、上記b.に規定する書面に付記します。
- j.上記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ.運用報告書

委託会社は、毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL http://www.diam.co.jp/)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から 交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日(休業日の場合は翌営業日。)から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、 委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第37条により、平成23年7月22日から平成24年4月13日までとなっております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成23年7月22日から平成24年4月13日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド】 (1)【貸借対照表】

第1期 平成24年4月13日現在

	平成24年4月13日現在
流動資産	
預金	11,122,240
コール・ローン	12,433,831
株式	1,041,899,171
投資信託受益証券	992,113
未収入金	15,683,404
未収配当金	4,701,118
流動資産合計	1,086,831,877
資産合計	1,086,831,877
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,000
未払金	2,083
未払解約金	19,987,756
未払受託者報酬	98,674
未払委託者報酬	4,589,366
その他未払費用	17,527
流動負債合計	24,715,406
負債合計	24,715,406
純資産の部	
元本等	
元本	1,104,038,320
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₃ 41,921,849
(分配準備積立金)	17,246,377
元本等合計	1,062,116,471
純資産合計	1,062,116,471
負債純資産合計	1,086,831,877

(2)【損益及び剰余金計算書】

第1期

営業収益 受取配当金 14,31	
马取司马子 14.21	
文松癿コ亚 14,31	17,775
受取利息 7	79,689
有価証券売買等損益 31,09	90,405
為替差損益 36,53	31,140
営業収益合計 8,95	56,729
営業費用	
受託者報酬 27	71,128
委託者報酬 12,60	09,699
その他費用 2,69	91,503
営業費用合計 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15,5% 15	72,330
営業損失()6,61	15,601
経常損失()6,61	15,601
当期純損失()6,61	15,601
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 23,86	51,978
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額 13,87	72,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額 13,87	72,320
剰余金減少額又は欠損金増加額 73,04	10,546
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 73,04	10,546
分配金 **	- 2
期末剰余金又は期末欠損金() 41,92	21,849

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期 間末日の対顧客先物売買相場の仲値 によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対 顧客電信売買相場の仲値により円貨 に換算するほか、「投資信託財産の 計算に関する規則」(平成12年総理 府令第133号)第60条及び同第61条 にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

·	
区分	第 1 期 平成24年4月13日現在
*1 期首元本額	738,664,988円
期中追加設定元本額	719,455,930円
期中解約元本額	354,082,598円
*2 計算期間末日における受益権の総数	1,104,038,320□
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を 下回っており、その差額は41,921,849 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 1 期 自平成23年7月22日 至平成24年4月13日
*1 その他費用	その他費用の内訳は、監査費用 (48,160円)、保管費用(2,220,013 円)、配当に要する諸経費(423,330 円)となっております。

*2 分配金の計算過程	
	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(7,511,980円)、費用控除
	後、繰越欠損金を補填した有価証券売
	買等損益(9,734,397円)、信託約款
	に規定される収益調整金(294,966
	円)及び分配準備積立金(0円)より
	分配対象収益は17,541,343円(1万口
	当たり158.88円)でありますが、分配
	を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

- 立版向印の水ルに関する事項	
区分	第 1 期 自平成23年7月22日 至平成24年4月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、 信託約款に規定する「運用の基本方 針」に従い、有価証券等の金融商品 に対して投資として運用することを 目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当大いないでは、 当大いないでは、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。当知は、 であります。 の当れながに のもいるが、 のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期	
	平成24年4月13日現在	

	r
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額は
	ありません。
2.時価の算定方法	(1)株式及び投資信託受益証券 「注記表(重要な会計方針に係る事 項に関する注記)」にて記載してお ります。
	(2)派生商品評価勘定「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	これらの科目は短期間で決済される
	ため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
	しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引における名目のな契約額であり、当該金額自体がデリバティで取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第 1 期 平成24年4月13日現在	
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	
株式	43,123,931	
投資信託受益証券	112,619	
合計	43,236,550	

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

平成24年4月13日現在					
		契約額等(円)			
区分	種類		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
	為替予約取引				
市場取	売建				
引以外	ポーランドズロチ	9,966,450	-	9,984,000	17,550
の取引	香港ドル	5,108,250	-	5,110,700	2,450
	合 計	15,074,700		15,094,700	20,000

(注)時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該 為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切捨てております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 1 期 平成24年4月13日現在
 1口当たり純資産額	0.9620円
(1万口当たり純資産額)	(9,620円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

平成24年4月13日現在

		10.00	評		
通貨	銘 柄	株数	単価	金額	備考
米ドル	A.F.P. PROVIDA SA-SPONS ADR	300	77.040	23,112.000	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS ADR	700	72.880	51,016.000	
	VINA CONCHA Y TORO SA SP ADR	1,500	43.980	65,970.000	
	LAO FENG XIANG CO LTD	20,200	2.075	41,915.000	
	SHANGHAI FRIENDSHIP GROUP	16,200	1.473	23,862.600	
	TMK OAO GDR	6,080	13.310	80,924.800	
	LSR GROUP OJSC GDR	15,328	5.400	82,771.200	
米ドル小計	銘柄数 : 7	60,308		369,571.600	
	組入時価比率 : 2.82%			(29,931,604)	
	合計時価比率 : 2.87%				
ポーランドズロ	F BUDIMEX SA	246	85.400	21,008.400	
	IMPEXMETAL SA	14,000	4.260	59,640.000	
	NETIA SA	25,000	6.230	155,750.000	
	ASSECO POLAND SA	2,569	50.700	130,248.300	
	ZAKLADY AZOTOWE PULAWY SA	218	103.800	22,628.400	
	SYNTHOS SA	28,694	6.290	180,485.260	
	EUROCASH SA	11,514	38.000	437,532.000	
	KOPEX SA	1,051	22.490	23,636.990	
	CYFROWY POLSAT SA	9,525	13.450	128,111.250	
	ZAKLADY AZOTOWE W TARNOWIE-M	810	33.200	26,892.000	
	ENEA SA	3,934	16.800	66,091.200	
	LUBELSKI WEGIEL BOGDANKA SA	1,865	127.400	237,601.000	
	WARSAW STOCK EXCHANGE	1,481	38.900	57,610.900	
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	77,427	5.110	395,651.970	
	GET BANK SA	89,905	1.920	172,617.600	
ポーランドズロ : 小計	チ 銘柄数 : 15	268,239		2,115,505.270	
	組入時価比率 : 5.10%			(54,199,245)	
	合計時価比率 : 5.20%				
ハンガリー フォ リント	MAGYAR TELEKOM TELECOMMUNICATIONS PLC	54,437	561.000	30,539,157.000	
ハンガリー フォ リント小計	銘柄数 : 1	54,437		30,539,157.000	
	組入時価比率 : 1.04%			(11,046,013)	
	合計時価比率 : 1.06%				
チェコ コルナ	PHILIP MORRIS CR AS	100	11,700.000	1,170,000.000	

				有価証券届出書(
チェコ コルナ小 計	銘柄数 : 1	100		1,170,000.000	
н	組入時価比率 : 0.48%			(5,054,400)	
	合計時価比率 : 0.48%			(0,001,100)	
トルコ・リラ	AKSA AKRILIK KIMYA SANAYII	12,800	4.460	57,088.000	
	ANADOLU SIGORTA	28,847	0.920	26,539.240	
	ANADOLU CAM SANAYII AS	13,811	2.830	39,085.130	
	ARCELIK	33,618	7.860	264,237.480	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	24,572	10.350	254,320.200	
	DEVA HOLDING AS	12,000	2.260	27,120.000	
	EIS ECZACIBASI ILAC VE				
	SINAI	50,700	2.130	107,991.000	
	GALATASARAY SPORTIF SINAI	587	225.500	132,368.500	
	GUBRE FABRIKALARI TAS	9,200	11.850	109,020.000	
	IPEK DOGAL ENERJI	70,446	3.010	212,042.460	
	KAYNAKLARI	70,440	3.010	212,042.400	
	KARDEMIR KARABUK DEMIR	259,915	0.920	239,121.800	
	KOZA ANADOLU METAL	40,737	3.290	134,024.730	
	MADENCILIK	10,701		101,0211100	
	PARK ELEKTRIK URETIM	15,240	4.840	73,761.600	
	MADENCILIK	,		ŕ	
	PINAR SUT MAMULLERI	803	18.600	14,935.800	
	SANAYII AS SEKERBANK TAS	F4 702	0.980	EO 757 140	
	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT	51,793	0.960	50,757.140	
	MAKINELERI AS	4,326	32.900	142,325.400	
	ULKER BISKUVI SANAYI AS	6,800	5.500	37,400.000	
	ALBARAKA TURK KATILIM	0,000	3.500	37,400.000	
	BANKASI AS	12,166	1.890	22,993.740	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	2,700	34.700	93,690.000	
	BIZIM TOPTAN SATIS			·	
	MAGAZALARI AS	6,814	25.300	172,394.200	
トルコ・リラ小計	銘柄数 : 20	657,875		2,211,216.420	
	組入時価比率: 9.38%	,		(99,659,524)	
	合計時価比率 : 9.56%				
インドネシアルピ	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK	207,500	4,725.000	980,437,500.000	
ア	PT	207,300	4,725.000	300,407,000.000	
	BANK BUKOPIN TBK PT	880,000	690.000	607,200,000.000	
	SAMPOERNA AGRO PT	43,000	3,525.000	151,575,000.000	
	GARUDA INDONESIA TBK PT	292,500	620.000	181,350,000.000	
	BW PLANTATION TBK PT	194,000	1,710.000	331,740,000.000	
インドネシアルピ ア小計	銘柄数 : 5	1,617,000		2,252,302,500.000	
	組入時価比率 : 1.89%			(20,045,492)	
	合計時価比率 : 1.92%				
フィリピンペソ	FIRST PHILIPPINE HOLDINGS CORP	54,900	64.200	3,524,580.000	
	GLOBE TELECOM INC	2,395	1,127.000	2,699,165.000	

				有価証券届出書((内国投資
	MEGAWORLD CORP	636,000	1.920	1,221,120.000	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	90,800	62.500	5,675,000.000	
	MANILA WATER CO INC	55,500	23.950	1,329,225.000	
フィリピンペソ小 計	銘柄数 : 5	839,595		14,449,090.000	
	組入時価比率 : 2.58%			(27,453,271)	
	合計時価比率 : 2.63%				
タイバーツ	BANGKOK EXPRESSWAY PCL-NVDR	28,000	21.900	613,200.000	
	GFPT PCL NVDR	118,500	10.200	1,208,700.000	
	SIAM MAKRO PCL NVDR	7,900	360.000	2,844,000.000	
	IRPC PCL NVDR	939,500	4.340	4,077,430.000	
	THAI VEGETABLE OIL PCL	19,800	20.700	409,860.000	
	THAI UNION FROZEN PROD-NVDR	40,200	78.000	3,135,600.000	
	MCOT PCL NVDR	8,500	28.250	240,125.000	
	BANGKOK CHAIN HOSPITAL PCL NVDR	53,500	7.700	411,950.000	
	KHON KAEN SUGAR INDUSTRY PCL NVDR	43,700	13.500	589,950.000	
	GLOW ENERGY PCL NVDR	21,300	59.000	1,256,700.000	
	CP ALL PCL NVDR	236,100	66.250	15,641,625.000	
	THAI TAP WATER SUPPLY PCL NVDR	88,200	6.100	538,020.000	
	SIAMGAS & PETROCHEMICALS PCL NVDR	41,300	15.300	631,890.000	
	TISCO FINANCIAL GROUP PCL	40,900	40.500	1,656,450.000	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	9,274	67.000	621,358.000	
タイバーツ小計	銘柄数 : 15	1,696,674		33,876,858.000	
	組入時価比率 : 8.39%			(89,096,137)	
	合計時価比率 : 8.54%				
 香港ドル	JIANGSU EXPRESS	168,000	7.610	1,278,480.000	
	ANHUI EXPRESSWAY CO	102,000	4.250	433,500.000	
	BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL	180,000	4.720	849,600.000	
	TONG REN TANG TECHNOLOGIES	15,000	11.200	168,000.000	
	GREAT WALL AUTOMOBILE HOLDING	59,000	14.820	874,380.000	
	SHENZHEN EXPRESSWAY CO LTD	64,000	3.190	204,160.000	
	CHINA BLUECHEMICAL LTD	140,000	5.710	799,400.000	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	154,000	3.990	614,460.000	
	CHINA NATIONAL MATERIALS CO LTD	74,000	3.090	228,660.000	
	CHINA PHARMACEUTICAL GROUP LTD	64,000	1.720	110,080.000	
					_

				11川祉分油山青([内国投更]
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	98,000	4.450	436,100.000	
	GUANGDONG INVESTMENTS LTD	210,000	5.430	1,140,300.000	
	FRANSHION PROPERTIES CHINA LTD	438,000	2.020	884,760.000	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	24,000	5.690	136,560.000	
	CENTRAL CHINA REAL ESTATE	208,000	1.940	403,520.000	
香港ドル小計		1,998,000		8,561,960.000	
	組入時価比率: 8.41%			(89,301,243)	
	合計時価比率 : 8.56%				
韓国ウォン	HANDSOME CO LTD	390	38,700.000	15,093,000.000	
	LIG INSURANCE CO LTD	3,500	24,500.000	85,750,000.000	
	KOREA GAS CORP	2,680	42,700.000	114,436,000.000	
	CJ CORP	2,105	80,900.000	170,294,500.000	
	CHONG KUN DANG PHARM CORP	1,050	18,050.000	18,952,500.000	
	DAISHIN SECURITIES CO LTD	2,980	10,550.000	31,439,000.000	
	DONGWON INDUSTRIES CO LTD	163	185,000.000	30,155,000.000	
	JEONBUK BANK	1,978	4,790.000	9,474,620.000	
	LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO	39	1,260,000.000	49,140,000.000	
	HANSSEM CO LTD	610	23,050.000	14,060,500.000	
	DAEWOONG PHARMACEUTICAL CO	329	23,950.000	7,879,550.000	
	NONG SHIM CO LTD	174	228,000.000	39,672,000.000	
	SAMCHULLY CO LTD	77	92,400.000	7,114,800.000	
	TAEKWANG INDUSTRIAL CO LTD	24	1,119,000.000	26,856,000.000	
	TS CORPORATION	520	20,150.000	10,478,000.000	
韓国ウォン小計	銘柄数 : 15	16,619		630,795,470.000	
	組入時価比率 : 4.25%			(45,164,956)	
	合計時価比率 : 4.33%				
新台湾ドル	UNIZYX HOLDING CORP	48,000	17.800	854,400.000	
	CORETRONIC CORP	64,000	25.400	1,625,600.000	
	FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO LTD	49,000	54.500	2,670,500.000	
	CHINA PETROCHEMICAL DEVELOPMENT CORP	115,500	32.800	3,788,400.000	
	TAIWAN COGENERATION CORP	13,000	25.200	327,600.000	
	HUAKU DEVELOPMENT CO LTD	39,000	+	2,858,700.000	
	GREATEK ELECTRONICS INC	22,000	+	531,300.000	
	APEX BIOTECHNOLOGY CORP	11,000		888,800.000	
	TEST RESEARCH INC	37,000	39.050	1,444,850.000	
	KING YUAN ELECTRONICS CO	104,000	11.850	1,232,400.000	
	LITE-ON IT CORP	37,184	30.650	1,139,689.600	
	GRAPE KING INDUSTRIAL CO	27,000		1,255,500.000	
	KENMEC MECHANICAL ENGINEERING CO LTD	17,773	11.750	208,832.750	
	1				

		-		月11世子由山青(
	TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	203,870	11.250	2,293,537.500	
	CHONG HONG CONSTRUCTION CO	37,320	63.100	2,354,892.000	
	ASIA VITAL COMPONENTS CO				
	LTD	26,399	19.650	518,740.350	
	LUMAX INTERNATIONAL CORP	9,000	65.600	590,400.000	
	KING'S TOWN BANK	80,000	17.850	1,428,000.000	
	INSYDE SOFTWARE CORP	17,000	146.000	2,482,000.000	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	43,000	56.900	2,446,700.000	
	COMPAL COMMUNICATIONS INC	17,000	49.100	834,700.000	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM	17,000	49.100	034,700.000	
	CO LTD	7,000	173.000	1,211,000.000	
	TSRC CORP	58,000	72.100	4,181,800.000	
	KERRY TJ LOGISTICS CO	34,000	34.000	1,156,000.000	
	TAIWAN SECOM CO LTD	11,000	60.900	669,900.000	
	TECO ELECTRIC AND	11,000	00.900	009,900.000	
	MACHINERY CO LTD	47,000	20.400	958,800.000	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	164,000	4.990	818,360.000	
	YUEN FOONG YU PAPER	40,000	40, 000	F74 000 000	
	MANUFACTURING CO LTD	43,000	13.300	571,900.000	
	ALPHA NETWORKS INC	60,000	25.400	1,524,000.000	
	E-LIFE MALL CORP	12,000	62.500	750,000.000	
新台湾ドル小計	銘柄数 : 30	1,454,046		43,617,302.200	
	組入時価比率 : 11.29%			(119,947,581)	
	合計時価比率 : 11.50%				
インド・ルピー	GUJARAT STATE FERT & CHEMICA	1,064	443.950	472,362.800	
	ADITYA BIRLA NUVO LTD	2,100	968.450	2,033,745.000	
	TITAN INDUSTRIES LTD	16,484	238.650	3,933,906.600	
	JAMMU & KASHMIR BANK LTD	585	921.550	539,106.750	
	ANDHRA BANK	10,059	123.050	1,237,759.950	
	SYNDICATE BANK	6,586	113.700	748,828.200	
インド・ルピー小 計	銘柄数 : 6	36,878		8,965,709.300	
n I	 組入時価比率 : 1.35%			(14,345,135)	
	台計時価比率 : 1.38%			(14,040,100)	
マレーシアリン	MEDIA CHINESE				
ギット	INTERNATIONAL LTD	19,800	1.170	23,166.000	
	AFFIN HOLDINGS BHD	14,600	3.070	44,822.000	
	PARKSON HOLDINGS BHD	29,100	5.360	155,976.000	
	GENTING PLANTATIONS BHD	12,400	9.670	119,908.000	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	26,500	4.380	116,070.000	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	5,200	12.300	63,960.000	
	IGB CORP BHD	32,400	2.760	89,424.000	
	KULIM MALAYSIA BHD	35,700	4.320	154,224.000	
	MALAYSIA BUILDING SOCIETY	129,300	2.130	275,409.000	

				有価証券届出書(<u>,内国投資1</u>
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	150,600	3.910	588,846.000	
	WTK HOLDINGS BHD	16,900	1.490	25,181.000	
	UMW HOLDINGS BHD	42,200	7.420	313,124.000	
	AIRASIA BHD	36,000	3.440	123,840.000	
	BURSA MALAYSIA BHD	8,800	7.050	62,040.000	
	TH PLANTATIONS BHD	14,200	2.860	40,612.000	
	KIAN JOO CAN FACTORY BHD	22,400	1.970	44,128.000	
	MAH SING GROUP BHD	24,900	1.990	49,551.000	
	HAP SENG PLANTATIONS			·	
	HOLDINGS BHD	107,100	3.050	326,655.000	
マレーシアリン ギット小計	銘柄数 : 18	728,100		2,616,936.000	
	組入時価比率 : 6.53%			(69,401,143)	
	合計時価比率 : 6.65%				
メキシコ ペソ	TV AZTECA SAB DE CV	19,000	8.020	152,380.000	
	CONTROLADORA COMERCIAL MEXICANA SAB DE CV	29,500	26.410	779,095.000	
	GRUPO SIMEC SAB DE CV	17,900	42.660	763,614.000	
	GRUMA SAB DE CV	42,200	37.300	1,574,060.000	
	ALSEA SAB DE CV	15,300	19.140	292,842.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL				
	SURESTE SAB DE CV	14,900	96.150	1,432,635.000	
	GRUPO HERDEZ SAB DE CV	7,000	26.450	185,150.000	
	GENOMMA LAB INTERNACIONAL SAB DE CV	74,900	23.650	1,771,385.000	
メキシコ ペソ小 計	銘柄数 : 8	220,700		6,951,161.000	
	組入時価比率 : 4.06%			(43,166,710)	
	合計時価比率 : 4.14%				
ブラジル・レアル	CIA PARANAENSE DE ENERGIA	15,400	43.900	676,060.000	
	TAM SA	800	44.630	35,704.000	
	AES TIETE SA	16,600	26.750	444,050.000	
	MARCOPOLO SA	11,700	10.100	118,170.000	
	GRENDENE SA	2,600	9.400	24,440.000	
	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	51,300	13.300	682,290.000	
	CIA DE SANEAMENTO DE MINAS GERAIS-COPASA	7,800	40.930	319,254.000	
	CIA ENERGETICA DE SAO PAULO	1,600	36.290	58,064.000	
	ELETROPAULO METROPOLITANA ELETRICIDADE DE SAO PAULO SA	5,700	34.240	195,168.000	
	OI SA-PREFERENCE	12,400	8.910	110,484.000	
	SLC AGRICOLA SA	4,000	19.250	77,000.000	
	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	5,200	69.900	363,480.000	

				有価証券届出書(内国投資
	CIA ENERGETICA DO CEARA	1,000	36.710	36,710.000	
	BANCO DAYCOVAL SA	2,000	9.400	18,800.000	
	BANCO DO ESTADO DO RIO GRANDE DO SUL	13,700	18.330	251,121.000	
	HELBOR EMPREENDIMENTOS SA	1,900	27.570	52,383.000	
	BRASIL BROKERS	15,400	7.300	112,420.000	
- - - - - - - - - -	PARTICIPACOES SA				
ブラジル・レアル 小計	銘柄数 : 17	169,100		3,575,598.000	
	組入時価比率 : 14.92%			(158,434,747)	
	合計時価比率 : 15.19%				
	DOUJA PROMOTION GROUPE	1,953	64.000	124,992.000	
ЛД	ADDOHA SA	1,000	011000	.21,0021000	
モロッコ・ディル ハム小計	銘柄数 : 1	1,953		124,992.000	
	組入時価比率 : 0.11%			(1,197,423)	
	合計時価比率 : 0.11%				
南アフリカ・ラン ド	AECI LTD	2,469	88.500	218,506.500	
	AVI LTD	44,154	46.150	2,037,707.100	
	BARLOWORLD LTD	12,245	94.990	1,163,152.550	
	ALLIED TECHNOLOGIES LTD	2,218	53.500	118,663.000	
	STEINHOFF INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	42,923	28.190	1,209,999.370	
	AFGRI LTD	9,410	5.950	55,989.500	
	ASTRAL FOODS LTD	1,214	124.110	150,669.540	
	MMI HOLDINGS LTD	57,213	17.280	988,640.640	
	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	71,800	20.130	1,445,334.000	
	HUDACO INDUSTRIES LTD	958	105.100	100,685.800	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	7,706	89.310	688,222.860	
	TELKOM SA LTD	35,962	23.850	857,693.700	
	PALABORA MINING CO LTD	1,336	153.850	205,543.600	
	ILLOVO SUGAR LTD	4,988	25.540	127,393.520	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	6,553	160.000	1,048,480.000	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	15,212	118.750	1,806,425.000	
	CIPLA MEDPRO SOUTH AFRICA LTD	8,929	6.750	60,270.750	
	NAMPAK LTD	36,817	22.850	841,268.450	
	TONGAAT HULETT LTD	7,733	106.510	823,641.830	
	ADCOCK INGRAM HOLDINGS LTD	9,970	60.700	605,179.000	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS LTD	57,647	25.050	1,444,057.350	
南アフリカ・ラン ド小計	銘柄数 : 21	437,457		15,997,524.060	
ו איני ון		I	<u>I</u>		
1 3 1	組入時価比率 : 15.48%			(164,454,547)	
1 3 81				(164,454,547)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

株式以外の有価証券

平成24年4月13日現在

(1,041,899,171)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	SUNWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	29,000.00	37,410.000	
マレーシアリンギット小計	銘柄数 : 1	29,000.00	37,410.000	
	組入時価比率 : 0.09%		(992,113)	
	合計時価比率 : 0.10%			
合計			992,113	
			(992,113)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式	7銘柄	2.82%	2.87%
ポーランドズロチ	株式	15銘柄	5.10%	5.20%
ハンガリー フォリント	株式	1銘柄	1.04%	1.06%
チェコ コルナ	株式	1銘柄	0.48%	0.48%
トルコ・リラ	株式	20銘柄	9.38%	9.56%
インドネシアルピア	株式	5銘柄	1.89%	1.92%
フィリピンペソ	株式	5銘柄	2.58%	2.63%
タイバーツ	株式	15銘柄	8.39%	8.54%
香港ドル	株式	15銘柄	8.41%	8.56%
韓国ウォン	株式	15銘柄	4.25%	4.33%
新台湾ドル	株式	30銘柄	11.29%	11.50%
インド・ルピー	株式	6銘柄	1.35%	1.38%
マレーシアリンギット	株式	18銘柄	6.53%	6.65%
マレーシアリンギット	投資信託受益証券	1銘柄	0.09%	0.10%
メキシコ ペソ	株式	8銘柄	4.06%	4.14%
ブラジル・レアル	株式	17銘柄	14.92%	15.19%
モロッコ・ディルハム	株式	1銘柄	0.11%	0.11%
南アフリカ・ランド	株式	21銘柄	15.48%	15.77%

⁽注)「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年4月27日現在

項目	金額又は口数
資産総額	1,082,812,253円
負債総額	4,796,553円
純資産総額(-)	1,078,015,700円
発行済数量	1,110,840,998□
1口当たり純資産額(/)	0.9705円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割で きるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

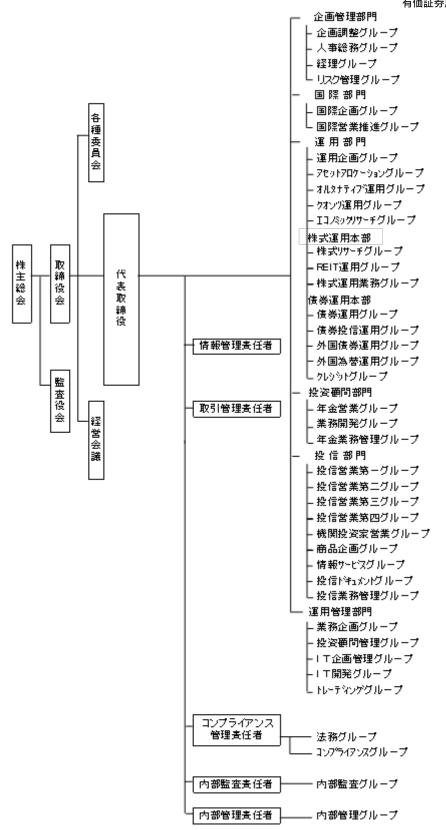
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 20億円 発行する株式総数 80,000株 発行済株式総数 24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動 該当事項はありません。

(2)会社の機構 会社の組織図



上記組織は、平成24年4月27日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

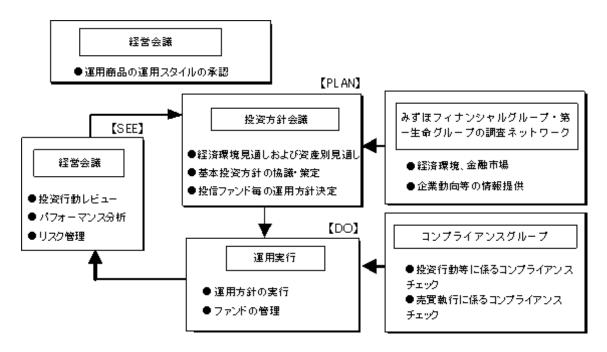
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成24年4月27日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年4月27日現在、委託会社の運用する投資信託は275本(親投資信託を除く)あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位:円)
単位型株式投資信託	12	21,959,779,657
追加型株式投資信託	252	4,098,054,189,359
単位型公社債投資信託	10	80,131,214,955
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	139,593,030
合計	275	4,200,284,777,001

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社であるDIAMアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第27期事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月 31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,220,759	12,520,748
金銭の信託	5,967,344	6,548,577
前払費用	27,593	25,744
未収委託者報酬	2,942,180	2,780,527
未収運用受託報酬	1,061,935	1,167,998
未収投資助言報酬	2 267,240	2 241,851
未収収益	186,483	212,226
繰延税金資産	403,201	344,793
その他	102,404	22,264
流動資産計	23,179,143	23,864,733
固定資産		
有形固定資産	400,967	470,082
建物	1 183,704	1 167,433
車両運搬具	-	1 4,752
器具備品	1 206,306	1 188,367
建設仮勘定	10,956	109,529
無形固定資産	1,267,273	1,262,102
商標権	1 510	1 383
ソフトウエア	1 780,190	1 1,101,685
ソフトウエア仮勘定	478,971	152,513
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 451	1 371
投資その他の資産	4,252,397	3,982,258
投資有価証券	604,498	450,882
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
繰延税金資産	402,191	590,822
長期差入保証金	702,696	731,197
その他	85,690	90,282
固定資産計	5,920,638	5,714,444
資産合計	29,099,782	29,579,177

		第27期
	第20期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(負債の部)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
流動負債		
預り金	120,910	132,805
未払金	1,479,756	1,460,128
未払収益分配金	3,223	670
未払償還金	98,362	86,391
未払手数料	1,134,992	1,088,348
その他未払金	243,178	284,718
未払費用	2 1,226,658	2 1,105,512
未払法人税等	1,706,391	1,195,056
未払消費税等	143,728	92,354
賞与引当金	575,326	574,646
その他	10,000	-
流動負債計	5,262,771	4,560,503
固定負債		
退職給付引当金	579,063	680,768
役員退職慰労引当金	100,260	56,690
固定負債計	679,324	737,458
負債合計	5,942,095	5,297,962
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	18,512,674	19,716,594
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,459,380	3,463,300
株主資本計	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216,534	136,143
評価・換算差額等計	216,534	136,143
純資産合計	23,157,686	24,281,215
負債・純資産合計	29,099,782	29,579,177

(2)【損益計算書】

(早位:十円) 				
	第26期			
	(自 平成22年4月 1日		(自平成23年4月 1日	
	至 平成23年3	月31日)	至 平成24年3	月31日)
営業収益				
委託者報酬	24,367,005		23,208,602	
運用受託報酬	4,458,894		4,966,992	
投資助言報酬	1,019,727		943,057	
その他営業収益	789,867		697,063	
営業収益計		30,635,495		29,815,715
営業費用				
支払手数料	10,405,593		10,154,958	
広告宣伝費	272,928		164,286	
公告費	2,297		· -	
調査費	4,755,890		4,590,302	
調査費	2,611,173		2,888,013	
委託調査費	2,144,716		1,702,289	
委託計算費	338,206		335,754	
営業雑経費	671,721		496,565	
通信費	30,286		26,941	
印刷費	585,041		399,066	
協会費	23,561		25,014	
諸会費	38		41	
支払販売手数料	32,794		45,500	
営業費用計	3=,	16,446,637	10,000	15,741,867
一般管理費		.0,0,001		.0,,00.
給料	4,576,265		4,630,102	
~~·~·· 役員報酬	1 235,289		1 245,224	
給料・手当	3,768,114		3,824,122	
賞与	572,860		560,755	
交際費	38,997		35,987	
寄付金	13,335		3,156	
旅費交通費	255,190		213,642	
租税公課	89,571		84,346	
不動産賃借料	718,929		656,463	
退職給付費用	139,773		164,627	
固定資産減価償却費	486,987		475,556	
福利厚生費	20,476		24,887	
修繕費	20,842		6,721	
PART TOTAL TOTA	575,326		574,646	
役員退職慰労引当金繰入	42,036		30,048	
で は	•		•	
	13,140		27,503	
機器リース料	1,951		1,510	
事務委託費	331,935		323,740	
消耗品費	70,952		58,739	
器具備品費	575		2,889	
諸経費	124,218	7 500 500	114,695	7 400 007
一般管理費計		7,520,506		7,429,267
営業利益		6,668,351		6,644,580

	第26期		第27期	
	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		(自 平成23年 至 平成24年3	
営業外収益				
受取配当金	4 341,775		61,720	
受取利息	9,168		3,921	
時効成立分配金	2,574		11,383	
為替差益	-		1,660	
投資信託解約益	157,213		-	
先物利益	9,816		-	
金銭の信託運用益	69,014		-	
雑収入	8,602		5,992	
営業外収益計		598,165		84,678
営業外費用				
為替差損	755		-	
時効成立後支払分配金	-		36	
金銭の信託運用損	-		417,812	
雑損失	6,089		1,152	
営業外費用計		6,844		419,001
経常利益		7,259,672		6,310,257
特別利益				
ゴルフ会員権売却益	-		1,959	
貸倒引当金戻入益	4,288		-	
過年度損益修正益	3, 4 105,241		-	
特別利益計		109,530		1,959
特別損失				
固定資産除却損	2 31,419		2 36,415	
固定資産売却損	1,440		381	
関係会社株式評価損	3,825		338,244	
特別損失計		36,684		375,042
税引前当期純利益		7,332,518		5,937,173
法人税、住民税及び事業税		2,885,426		2,582,251
法人税等調整額		7,586		56,997
法人税等合計		2,877,839		2,525,253
当期純利益		4,454,678		3,411,920

(3)【株主資本等変動計算書】

			(半位・十口)
		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		-	-
資本金			
当期首残高		2,000,000	2,000,000
当期変動額		_	-
当期末残高		2,000,000	2,000,000
資本剰余金			· · ·
当期首残高		2,428,478	2,428,478
当期変動額		-	-
当期末残高		2,428,478	2,428,478
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		123,293	123,293
当期変動額		-	-
当期末残高		123,293	123,293
その他利益剰気	 全		
別途積立金			
当期首残高	<u>.</u> 1	11,650,000	13,430,000
当期変動額	į	1,780,000	2,200,000
当期末残高	<u>.</u>	13,430,000	15,630,000
研究開発積立			
当期首残高	<u>.</u> 1	300,000	300,000
当期変動額	į	-	-
当期末残高	i	300,000	300,000
運用責任準備	請積立金		
当期首残高	<u>.</u> 1	200,000	200,000
当期変動額	į	-	-
当期末残高	i	200,000	200,000
繰越利益剰余	金		
当期首残高	i	3,464,702	4,459,380
当期変動額	į		
剰余金の	配当	1,680,000	2,208,000
別途積立	金の積立	1,780,000	2,200,000
当期純利	益	4,454,678	3,411,920
当期末残高	<u>.</u> 1	4,459,380	3,463,300
利益剰余金合計			
当期首残高		15,737,995	18,512,674
当期変動額		2,774,678	1,203,920
当期末残高		18,512,674	19,716,594
株主資本合計			
当期首残高		20,166,473	22,941,152

			有価証券届出書(内国投
当期:	变動額	2,774,678	1,203,920
当期:	末残高	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等			
その他	有価証券評価差額金		
当期	首残高	231,525	216,534
当期	变動額(純額)	14,991	80,390
当期:	末残高	216,534	136,143
純資産合計			
当期首	残高	20,397,999	23,157,686
当期変	動額	2,759,687	1,123,529
当期末	残高	23,157,686	24,281,215



重要な会計方針

女仏女引刀到	
項目	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方 法	(1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定 資産については、定額法によっております。 (3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通 貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	 (1)貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始 日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについて は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8.消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

追加情報

第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
建物	484,832	513,080
車両運搬具	-	171
器具備品	499,620	462,449
商標権	2,428	2,555
ソフトウエア	809,403	961,584
電話施設利用権	1,145	1,225

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

(千円)

		第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
流動資産	未収投資助言報酬	266,194	238,121
流動負債	未払費用	291,628	292,536

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の限度額

(千円)

	第26期	第27期
	(自 平成22年4月 1日 (自 平成23年4月 1	
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
取締役(年額)	250,000	250,000
監査役(年額)	50,000	50,000

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第26期	第27期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
建物	15,317	1,892
器具備品	3,597	18,917
ソフトウエア	12,503	15,606

3. 過年度損益修正益の内訳

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

4. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

(千円)

	第26期	第27期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
受取配当金	331,240	-
過年度損益修正益	105,241	-

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	1	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	総額	配当額		
		(千円)	(円)		

平成22年6月30日	普通	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日
定時株主総会	株式	1,000,000	70,000	十成22年3月31日 	十成22年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

() = 1 H (= 1011)						
決議	株式の	配当の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	原資	総額	配当額		
			(千円)	(円)		
平成23年6月28日	普通	利益剰	2 200 000	02.000	亚世22年2月24日	亚芹22年6月20日
定時株主総会	株式	余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	1	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

1 / 3/1-5 1 /						
決議	株式の	配当の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	原資	総額	配当額		
			(千円)	(円)		
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(千円)

		第26期		第27期			
	(平	成23年3月31日現	在)	(平成24年3月31日現在)			
	取得価額	減価償却累	期末残高	取得価額	減価償却累	期末残高	
	相当額	計額相当額	相当額	相当額	計額相当額	相当額	
器具備品	46,681	46,138	543	ı	1	1	
その他	1	•	ı	1	•	-	
合計	46,681	46,138	543	-	-	-	

未経過リース料期末残高相当額

(千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
一年以内	586	-
一年超	-	-
合計	586	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	15,998	588
減価償却費相当額	14,995	543
支払利息相当額	234	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

(千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
一年以内	1,475	-
一年超	-	-

EDINET提出書類

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

口前 1,475		1,475		-
------------	--	-------	--	---

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用すること としており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第26期(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)投資有価証券	12,220,759 5,967,344	5,967,344	-
その他有価証券	524,252	524,252	
資産計 	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

<u>第27期(平成24年3月31日現在)</u>

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)投資有価証券	12,520,748 6,548,577	· · ·	
その他有価証券	370,636	370,636	-
資産計	19,439,962	19,439,962	-
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	1
負債計	1,195,056	1,195,056	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

<u>負債</u>

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
長期差入保証金	702,696	731,197

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期(平成23年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

第27期(平成24年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)預金	12,520,524	1	ı	-
合計	12,520,524	-	1	-

(注4)社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第26期(平成23年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式 債券 その他(投資信託)	513,129 - 3,400	146,101 - 3,000	367,027 - 400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式 債券 その他(投資信託)	- - 7,723	- - 10,000	- - 2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

(注)非上場株式(貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期(平成24年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	359,540	146,101	213,438
债券	- 0.400	-	-
その他(投資信託)	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	7,614	10,000	2,386
小計	7,614	10,000	2,386
合計	370,636	159,101	211,534

(注)非上場株式(貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

- 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当事項はありません。
- 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券 第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他 (投資信託)	719,016	162,043	4,830

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第26期 (平成23年3月31日現在)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

第27期 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	6,548,577	495,939

- 2. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- その他の金銭の信託
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(千円)

		第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1)	退職給付債務	636,624	740,560
(2)	未認識数理計算上の差異	57,560	59,792
	退職給付引当金	579,063	680,768

3. 退職給付費用に関する事項

(千円)

		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
(1)	勤務費用	85,216	102,728
(2)	利息費用	7,954	9,549
(3)	数理計算上の差異の費用処理額	9,383	13,388
(4)	確定拠出年金 拠出額	37,218	38,960
	退職給付費用	139,773	164,627

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)割引率

第26期	第27期
(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(2)退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(3)数理計算上の差異の処理年数

5年(各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれ ぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法) (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第26期</u>	<u>第27期</u>
	<u>(平成23年3月31日現在)</u>	<u>(平成24年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	128,299	87,682
未払事業所税	6,141	5,792
賞与引当金	234,157	218,423
未払法定福利費	28,823	24,791
未払確定拠出年金掛金	2,739	2,607
減価償却超過額(一括償却資産)	3,039	5,496
減価償却超過額	36,256	150,369
繰延資産償却超過額(税法上)	139,027	47,261
退職給付引当金	235,678	243,845
役員退職慰労引当金	40,806	20,204
ゴルフ会員権評価損	5,577	2,138
投資有価証券評価損	763	4,410
関係会社株式評価損	1,556	121,913
その他有価証券評価差額金	-	678
貸倒引当金繰入額	<u> </u>	<u> </u>
繰延税金資産合計	862,867	935,615
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	57,474	
繰延税金負債合計	57,474	<u> </u>
差引繰延税金資産の純額	805,393	935,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、 注記を省略しております。

3.法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は98,284千円減少し、 当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加して おります。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(1)サービスごとの情報

	投資信託	投資顧問	その他	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)サービスごとの情報

	投資信託	投資顧問	その他	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1)親会社及び法人主要株主等

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

	A1750	<i>(</i> +cr		事業の	議決権等	関係	系内容		ᄪᆁᄼᅘ	17.0	#0-
属性	会社等の 名称	住所	文は出 資金	内容又 は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	(千円)	科目	期末 残高 (千円)
そ	第一生命	東京都	2,102	生命保	(被所有)	兼務	資産運用	資産運用の	710,392	未収投資	190,149
の	保険株式	千代田	億円	険業	直接50%	1名,	の助言	助言の顧問		助言報酬	
他	会社	X				出向		料の受入			
の						3名,					
関						転籍					
係						2名					
会											
社											

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

	A1750	<i>\(\)</i>		事業の	議決権等	関係	系内容	明日の土京	ᄪᅴᄼᅘ	17.	#0-
属性	会社等の 名称	住所	文は出 資金	内容又 は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	以引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
そ	第一生命	東京都	2,102	生命保	(被所有)	兼務	資産運用	資産運用の	687,972	未収投資	177,282
の	保険株式	千代田	億円	険業	直接50%	1名,	の助言	助言の顧問		助言報酬	
他	会社	X				出向		料の受入			
の						2名,					
関						転籍					
係						3名					
会											
社											

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

			資本金	事業の	議決権	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	又は出 資金	内容又は職業		役員 の兼 任等		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
	DIAM	London	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	646,432	未払	172,736
	International	United	于GBP	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用	
	Ltd	kingdom			100%		の運用	用の顧問			
								料の支払			
子	DIAM U.S.A.,	New York	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	224,694	未払	88,837
숤	Inc.	U.S.A.	千USD	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用	
社					100%		の運用	用の顧問			
								料の支払			
	DIAM	Central	700,000	資産の	(所有)	-	なし	増資の引	300,000	-	-
	SINGAPORE	Singapore	千円	運用	直接			受			
	PTE. LTD.				100%						

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

		7) ј і н. т.		事業の	 議決権	関係	 系内容				
属性	会社等の 名称	住所	又は出 資金	内容又 は職業	等の所 有(被所 有)割合	役員 の兼 任等	事業上の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	り資産	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	523,845	未払費用	158,645
会社	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 T USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	り資産	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	203,092	未払費用	75,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。
- (注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

7,32	別(日平)	3,022 1,					5.由宓				
	会社学の	住所		事業の		关川	系内容	HD 21 A	#n ⊃ l	4N 🗆	期末
属	会社等の 名称	生的	又は出 資金	内容又 は職業	有(被	役員	事業上	取引の 内容	取引 金額	科目	が 残高
性	竹竹		貝立	は帆未	所有)	の兼	の関係		本館 (千円)		(千円)
					割合	任等			(113)		(113)
		, , ,			다) 디			1-1-11			
	株式会社		7,000	銀行業	-	-		投資信託の	1,538,792		108,444
	みずほ銀		億円					販売代行手		手数料	
	行	X					信託の	数料 			
							販売、	4 1		^	
								預金の預入	112,401		524,914
							引	(純額)		預金	
								空刑利自	450	+ 1177	
								受取利息	130	未収 収益	-
そ	株式会社			銀行業	-	-		投資信託の	536,163		89,649
0	みずほコ		億円					販売代行手		手数料	
他	ーポレー	X					信託の	変 又 料			
0	ト銀行						販売、	ᅏᄼᄼᆌᄱ	4 504 070	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	44 047 750
関							預金取 引	預金の引出	1,524,876		11,047,758
係							ול	(純額)		預金	
会								受取利息	7,802	ال الجا	_
社								又称仍然	7,002	収益	
の	7. * 17. *	古士切	0/辛田	스래			ソイラエマ西	リノウ上マ五(2)次	400.007		04.005
子	みずほ第 ーフィナ		2億円	金融 技術	-	-		当社預り資産の助言の	198,967	本払 費用	94,085
会	ンシャル			研究等				産の助言の 顧問料の支		貫用	
社	テクノロ	₾		ᄢᄉᠣ			の別占	払			
	ジー株式							177			
	会社							 業務委託料	17,740	未払	21,598
	ΔII							の支払	17,740	費用	21,000
	次	古产却	E00	次立竺			⊥ ↓ ↓ ↓ ↓		E E00 000		E 067 044
	資産管理 サービス		500 億円	資産管 理等	-	-		信託元本の	15,500,000	玉銭の 信託	5,967,344
		中大区	13日	垤守			託財産 の運用			旧武	
	信託銀行 株式会社						の連用	(純額)			
	小小公式工							 信託報酬の	3,163		
								支払	3,103		
								× 34			

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

==	一切 (日丁/	3XEO 1 17	<u> </u>	- 1 /2//	10/30.						
	<u></u>	4		事業の		関係	系内容	HT 31 A	ᄪᆁᄼᆓ	1110	#□-
属性	会社等の 名称	住所	又は出 資金	内容又 は職業	等の所 有(被 所有) 割合		事業上 の関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
	株式会社みずほ銀行		7,000 億円	銀行業	-	-	定投資 信託の 販売、	投資信託の 販売代行手 数料 預金の引出 (純額) 受取利息	91,135	手数料 現金・ れて ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ し へ り し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し	122,786 433,779
その他の関	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行		14,040 億円	銀行業	-	-	定投資 信託の 販売、	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額)	450,766 392,267	手数料	83,446 11,440,025
係 会 社							31	受取利息	3,654		-
の子会社	みずファンテンク サーフシャク ナック ナック 大会社	千代田	2億円	金融 技術 研究等	-	-	り資産	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 業務委託料	237,031	費用	127,757
								の支払	15,140	費用	6,373
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社		500 億円	資産管理等	-	-	当社信 託財産 の運用	追加	5,087	金銭の 信託	6,548,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3)業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。
- (注5)預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6)信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第26期 (自 平成22年4月 1日	第27期 (自 平成23年4月 1日		
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)		
1株当たり純資産額	964,903円60銭	1,011,717円32銭		
1株当たり当期純利益金額	185,611円60銭	142,163円33銭		

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・株券不発行に伴う対応および役付取締役(取締役会長職)追加に伴う変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1)受託会社
 - a. 名称

株式会社りそな銀行

b. 資本金の額

平成24年3月末現在 279,928百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成24年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	7,425	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。

(3)投資顧問会社

a. 名称

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

b. 資本金の額

平成24年3月末日現在 200百万円

c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務
- 「販売会社」は、以下の業務を行います。
- (1)募集の取扱いおよび販売
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書) および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産について運用助言を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況 には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等(ベンチマークを含む)を記載することがあります。(表示されるデータは適宜更新されます。)
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。 なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。 基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称:新興国中小型)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月30日

DIAMアセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士和田 涉印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネット証券専用ファンドシリーズ新興国中小型株ファンドの平成23年7月22日から平成24年4月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンドの平成24年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A M アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山内 正彦 印 業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 功 印 業 務 執行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敏弘 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。